

# 令和元年瑞穂町農業委員会 10 月総会

令和元年 10 月 23 日、令和元年瑞穂町農業委員会 10 月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

## 農業委員会委員

1 番	雨宮敏昭	2 番	高水 務	3 番	臼井順央	4 番	坂田敬一 【欠席】
5 番	榎本和夫	6 番	清水正久	7 番	西村隆男	8 番	長谷部冬樹
9 番	高橋良友	10 番	栗原 始	11 番	榎本 勝昭	12 番	上野 勝

## 農地利用最適化推進委員

村山宣幸	村山高男	戸谷 隆一
------	------	-------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業課長	長谷部 康行 (事務局長)	農政係長	田中 悠也 (書記)
農政係	竹中 都佳紗		

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	諸報告
日程第 3	議案第 1 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開 会 午後 1時 30分

議長 (上野 勝 君) 出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和元年瑞穂町農業委員会 10月総会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番委員の雨宮 敏昭君と2番委員の高水 務君を指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第3、議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明いたします。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容平成28年11月24日から令和元年10月23日まで、適格者証明平成10年11月24日、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6番委員 (清水 正久 君) 議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。

現地調査は10月15日(火)午前9時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。この農地は利用権設定による特定貸付を行っていますので、申請者の〇〇さんと貸借人の□□さんに聞き取り調査を行いました。

〇〇さんの現在の営農状況ですが、ブロッコリー、ニンジン、サトイモ、ネギ、カリフラワーを栽培しています。耕作面積は約10反2畝です。農業従事者は本人、妻、息子、息子の妻の4名です。農業従事日数は本人と息子が280日、本人と息子の妻が150日です。所有機械はトラクター1台、管理機2台、軽トラック1台、消毒器1台です。販路につきましては、直売所、量販店です。

□□さんによる申請地の営農計画ですが、ブルーベリー、イチジクを栽培

予定です。通作距離は自宅から車で3分です。販路は直売です。

担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号、番号1農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(竹中 都佳紗 君) 議案第2号番号1農地法第4条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲受人〇〇、譲渡人〇〇、転用理由貸駐車場及び貸資材置場、以上です。

事務局

(田中 悠也 君) 農地区分については、農地区分は第3種農地になります。土地の所在地は都市計画法に規定する用途地域が定められていることから、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地になります。

資力につきましては、残高証明書と工事等に伴う見積書が提出されており、確認したところ支払いが可能なことを事務局で確認しています。また、事務局が確認したところ妨げとなる抵当権などの権利を有するものはいません。

関係行政庁の許可等の見込みについてですが、都市計画法及び東京都自然保護条例の許可は不要とのことでした。

利用計画についてですが、貸し資材置き場及び駐車場転用とし、塗装業を営んでいる申請者の息子さんに貸す予定とのことでした。息子さんの会社は今まで資材置き場はなく、自宅内にあった倉庫に資材などを保管していましたが、手狭になり、また、瑞穂町を中心に仕事受注が続いていることから、申請者本人が資材置き場や作業場所、駐車場を整備したいことを事務局で確認しています。併せて転用面積が過度でないかを、転用理由書及び計画書から確認しています。

周辺農地への影響ですが、計画では、東側にある農地との境界には鋼板塀

を設置する予定で、隣接地権者から承諾書の提出がありました。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適  
化推進委員

(戸谷 隆一 君) 議案第2号番号1農地法第4条の規定による許可申請に伴う現地調査について報告します。10月15日(火)午前9時20分から現地調査を行いました。調査員は、会長、担当委員、事務局でした。申請者である〇〇さんの息子から聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

農地の区分と転用目的についてですが、先ほど事務局から説明がありましたが、農地区分は農用区域内農地外で第3種農地に該当するため駐車場及び資材置場への転用は適当と判断しました。

資力及び信用についてですが、申請者より事務局へ残高証明書や見積書の提出があり、支払いが可能であると確認していることから、適当と判断しました。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、事務局が見積書及び図面等から申請の用途を確認していることから遅滞なく供することが確実であると判断しました。

行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、都市計画法と、自然保護条例に基づく許可申請は不要であるとのことでした。

計画面積の妥当性についてですが、経営に対して適当な面積であると判断しました。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接している畑の所有者から同意書の提出があったので、適当と判断しました。

以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしますと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第2号、番号1農地法第4条の規定による許可申請についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号、番号1農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第3号番号1農地法第5条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲受人〇〇、譲渡人〇〇、転用理由資材置場及び車両置場、以上です。

事務局 (田中 悠也 君) 農地区分については、農地区分は第3種農地になりま

す。土地の所在地は都市計画法に規定する用途地域が定められていることから、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地になります。

資力につきましては、金融機関の融資内定証明書と工事等に伴う見積書が提出されており、確認したところ支払いが可能なことを事務局で確認しています。また、事務局が確認したところ妨げとなる抵当権などの権利を有するものはありませんでした。

関係行政庁の許可等の見込みについてですが、東京都自然保護条例の基準に該当するため、東京都多摩環境事務所に申請済みで農地転用の許可が下りることを条件として許可見込みとのことでした。

利用計画についてですが、譲受人の会社はいままでは賃貸で資材置き場確保していましたが、賃借契約解消に伴い仕分けするスペースや保管する場所が十分に確保できなくなったため、資材置き場を整備したいことを事務局で確認しています。併せて転用面積が過度でないかを、転用理由書及び計画書から確認しています。

周辺農地への影響ですが、雨水等の流出がないよう、東京都の基準に適合した雨水浸透トレンチを設置するほか、鋼板塀等を設置する予定です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員

(栗原 始 君) 議案第3号、番号1農地法第5条の規定による許可申請に伴う現地調査について報告します。10月15日(火)午前9時30分から現地調査を行いました。調査員は、会長、担当委員、事務局でした。譲受人である〇〇さんと設計者の□□さんから聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

農地の区分と転用目的についてですが、先ほど事務局から説明がありましたが、農地区分は農用区域内農地外で第3種農地に該当するため資材置場・駐車場への転用は適当と判断しました。

資力及び信用についてですが、申請者より事務局へ融資決定書類と見積書の提出があり、支払いが可能なことを確認していることから、適当と判断しました。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、事務局が見積書及び図面等から申請の用途を確認していることから遅滞なく供することが確実であると判断しました。

行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、都市計画法に基づく許可申請は不要で、自然保護条例に基づく許可申請は許可見込みであるとのことでした。

計画面積の妥当性についてですが、法人経営に対して適当な面積であると判断しました。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接している畑はないので支障ありません。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

農地利用最適化推進委員 (戸谷 隆一 君) 市街化調整区域上で用途地域が決まっていることに矛盾はないのですか。

事務局 (田中 悠也 君) 都市計画法の詳細は把握していませんが、申請の際に、当該地が市街化調整区域で用途地域が指定されていることは都市計画課へ確認をとりました。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑があればお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号1農地法第5条の規定による許可申請についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、賃借人〇〇、貸借人〇〇、転用理由倉庫用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由社会福祉事業用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由貸駐車場。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和元年瑞穂町農業委員会10月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2 時 00 分